

1. 特許侵害訴訟における営業秘密の開示と保護

特許侵害訴訟における営業秘密の開示と保護の在り方については、従来より議論が重ねられてきた。本稿では、侵害論の審理場面に焦点を絞り、まず、営業秘密の開示と保護に関する我が国の制度と外国の制度を概観した上で、我が国の現行制度が抱えている問題点を抽出した。特に、平成16年の特許法改正により導入された秘密保持命令の発令を条件として営業秘密を開示するという制度については、実際には十分に機能しておらず、現在の訴訟実務においては、当該制度が機能していない点を裁判所の訴訟指揮によって補完することで適切な運用が図られている。そうした現状を踏まえ、本稿では、特許侵害訴訟における営業秘密の開示と保護の調和を実現すべく、裁判所による訴訟指揮のさらなる積極化及び適正化を図ることに加えて、裁判所のみで営業秘密を開示するというインカメラ手続の積極的利用に向けた新たな制度の提案を行うものである。

<担当講師>

竹田 稔 竹田・長谷川法律事務所所長 弁護士

<グループメンバー（塾生）>

落合 弘之 特許庁 特許審査第二部 生産機械（ロボティクス） 審査官

黒岩 創吾 キヤノン株式会社

高畑 豪太郎 弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士

平井 佑希 ライツ法律特許事務所 弁護士・弁理士

古橋 伸茂 阿部・井窪・片山法律事務所 弁理士